告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道 路 0

区域を次のように変更する。

その関係図面は、 平成三十年八月二十四日から三十日 間 埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 﨑 秀 夫

一 道路の種類 県道

路線名越谷野田線

三 道路の区域

新 旧 A		新
		別 区 間
一六・一四~五四・二一	一六・一四~	(メートル)敷地の幅員
五 五 · 七 三		(メートル)
		備考